

令和2年度

農林漁業機械オペレーター養成研修 大型特殊けん引 (農耕限定)免許取得 中・後期 追加募集実施要領

1 目的

農林漁業機械の大型化、高性能化に対応して、健全な農林漁業経営を推進するためには、農・林・漁業機械の効率的かつ安全な利用が極めて重要となっている。

このため、本研修は、農・林・漁業機械利用者に対して技能の向上並びに安全知識の習得を目的として実施する。

2 研修の種類

けん引（農耕限定）免許取得

農耕用トラクター使用における応用的な知識、技能の習得とけん引（農耕限定）免許取得に関する研修を行なう。

3 募集人員

- (1) 中期 2名以内
- (2) 後期 8名以内

4 研修実施計画

(1) 日程

時期	研修の種類	研修期間	備考
中期	けん引（農耕限定）	7月20日（月）～8月5日（水） ※土・日曜日、祝日は休講	
後期	けん引（農耕限定）	10月7日（水）～10月21日（水） ※土・日曜日、祝日は休講	

※ 研修終了日の翌日、運転者教育センターにおいて実施される運転技能試験を受験する（予定）。

(2) 場 所

福井県あわら市井江菫50-8

「ふくい園芸カレッジ」 TEL (0776) 78-7873

(3) 受講料

70,000円

5 **研修受講の資格**

けん引（農耕限定）

福井県内に住所があり、次のア、イ、ウのいずれかに該当する方で、「大型特殊自動車運転免許」（農耕車限定の大型特殊自動車免許でも可。）を現に有し、下記の条件を満たしていること。

ア おおむね70才以下で農林漁業に年間おおむね60日以上従事している者。

イ 新たに農林漁業に従事しようとするおおむね70才以下の者。

ウ 農耕用トラクター等大型特殊自動車の利用指導に従事する県、市町および農林漁業団体等の職員。

(条件) 視力が、両眼で0.8以上、且つ、一眼がそれぞれ0.5以上、さらに、深視力として、三桿（さんかん）法の奥行知覚検査器による3回検査した平均誤差が2センチ以下であること。視力が基準に達していない場合は、眼鏡等により矯正すること。

6 **研修受講申し込み**

前記5に該当する受講希望者は、農林漁業機械オペレーター養成研修受講申込書（別記様式第1号）と県・市町または農林漁業団体いずれかの推薦書（別記様式第2号）を添えて申し込むものとする。

7 **研修受講申し込み期限**

各研修とも、申し込み期限は令和2年6月12日（金）とする。定員に満たない場合は、各研修区分とも研修開始の3週間前の日で締め切る。

8 **受講の決定**

(1) 理事長は、前記6により申し込みのあった者に対して、審査のうえ、研修の時期ごとに受講決定を通知する。

(2) 申し込みが定員を超過した場合は、前出「4 **研修実施計画**」における時期、中期、後期ごとに抽選を実施する。

なお、法人、生産組織からの受講決定者は、定員を超過した場合には年度内2名を限度とする

9 申し込みおよび問い合わせ先

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号

公益社団法人 ふくい農林水産支援センター

TEL (0776) 21-8315

担当 人材・研修支援課

E-mail kensyu@fukui-affsc.jp